

1. 農場のルール違反の受付・発見・・・農場内の誰でも

外部の場合には連絡先と苦情等の申出者の氏名を控えて置く。

2. 農場責任者への連絡・・・受付者

ただちに連絡する。

3. 担当責任者への対応指示（複数ある場合は正副を指示）・・・農場責任者

商品に影響ある案件＝商品管理責任者、労働安全に影響ある案件＝労働安全責任者、福祉・労務に影響ある案件＝労務責任者、農業に関係ある案件＝農業管理責任者、肥料に関係ある案件＝肥料管理責任者、その他＝農場責任者

4. 事故の状況把握・・・担当責任者

1. 商品に影響のない場合

担当責任者から対象者へルールを周知及び教育訓練を行う。

2. 商品に影響のある場合

「1. 商品に影響に無い場合」に加えクレーム対応手順に沿って対応を行う。

5. 経過観察・・・担当責任者

対象者の是正状況を確認し、問題がある場合は再度ルールの周知、教育訓練を行う。

10. 記録・・・担当責任者

上記の一連の対応結果を【是正処置報告書】へ担当責任者が記載し、社長まで回す。社長は内容を確認して承認する。